

## マーケットプレイス約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

1. このマーケットプレイス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する「マーケットプレイス」の中で提供されるソフトウェア製品及びサービス（以下、総称して「本サービス」といい、個々のソフトウェア製品又はサービスを「個別サービス」といいます。）に適用されるオプションサービス約款であり、第1章は本サービスに共通して適用され、第2章は個別サービスごとに適用されます。第1章及び第2章に矛盾又は抵触する規定がある場合、第2章の規定が優先して適用されるものとします。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

#### 第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、当社と契約を締結した第三者（以下、「提供者」といいます。）の個別サービスを当社が利用者に提供するサービスです。

#### 第3条（利用契約の成立及び利用開始日）

1. 個別サービスに複数の種類がある場合は、利用者は、種類ごとに申込みを行うものとします。
2. 基本約款における利用契約の締結の規定にかかわらず、個別サービスの利用契約は、利用者が送信した、個別サービスの利用に必要な情報を当社が受信したときに成立するものとします。
3. 基本約款における契約期間の規定にかかわらず、本サービスの提供は、料金の支払いの確認の有無を問わず、利用者の申込み後、当社が別途通知する利用開始日から提供されるものとします。

#### 第4条（利用料金及び支払期限）

1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、本サービスの利用料金は、以下のとおり構成されるものとします。
  - (1) 定期払い  
定期的に支払いを行う支払形態をいい、次の2つがあります。
    - ① 定額払い：継続して提供される個別サービスにつき、一定期間ごとに一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に定額を支払う支払形態をいい、以下のいずれか又は組み合わせた料金で構成されます。

初期費用：個別サービス実施の提供の対価。

定額利用料：定額の月額利用料金。

- ② 従量課金払い：継続して提供される個別サービスにつき、ネットワークリソース消費量、データ使用量、その他の当社が定める基準に従い測定される個別サービスの利用量ごとに一定の利用料金が発生する料金体系に基づき、定期的に変動額を支払う支払形態をいい、以下のいずれか又は組み合わせた料金で構成されます。

初期費用：個別サービス実施の提供の対価。

基本利用料：毎月発生する固定額の基本利用料金。

変動利用料：毎月当社が定める基準に従い測定される個別サービスの利用量（当社測定）に応じた利用料金。

(2) 一回払い（スポット利用料）

1 回で提供が完了する個別サービスの利用料金を 1 回で支払う形態をいいます。

2. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、利用者が選択した支払形態について前項に定める料金につき、それぞれ次に掲げる支払期限までに支払うものとします。

(1) 初期費用については、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

(2) 毎月 1 日から末日までの当該サービスの利用に関する料金のうち定額利用料（毎月払い（月額））、基本利用料及び変動利用料については、その翌月末日までに支払うものとします。

(3) 一回払い（スポット利用料）については、提供が完了する日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

3. 利用料金の支払方法がクレジットカード払いとなる場合、当社は、利用者の利用実績に応じて、ご利用になるクレジットカードの与信枠を取得するものとします。当社が、当該与信枠を取得することができなかった場合、利用者は、新たに個別サービスの種類の追加、変更をすることができなくなることに同意するものとします。

4. 利用開始日の属する月及び利用契約が解除又は解約された日の属する月の利用料金はそれぞれ 1 ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。

第 5 条（最低利用期間、契約継続期間及び解約）

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間は無いものとします。ただし、個別サービス又は個別サービスの種類により、契約継続期間が定められている場合があります。

2. 基本約款における解約の規定にかかわらず、利用者は、契約開始日以後、当社に対し、利用する個別サービスの契約継続期間の有無に応じて、次に掲げるところに従い、利用契約を解約することができます。

- (1) 当該個別サービス又は当該個別サービスの種類に契約継続期間が定められていない場合

当社所定の方法により、毎月1日から20日までに通知することによって当月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することによって翌月末日をもって、利用契約を解約することができます。

- (2) 当該個別サービス又は当該個別サービスの種類に契約継続期間が定められている場合

契約継続期間満了日が属する月の前月20日までに、当社所定の方法により通知することによって、契約継続期間満了日をもって、利用契約を解約することができます。なお、利用者は、解約の通知の時点にかかわらず、契約継続期間満了日より前のいずれかの時点で利用契約を解約することはできません。

#### 第6条（上位規約）

1. 利用者は、第2章に規定する各個別サービスの提供者が定める約款、規約、規定、利用規約等（以下、「上位規約」といいます。）に同意のうえ、当社に対し、本サービスの利用契約を申し込むものとし、利用者が本サービスの利用を行う時点における最新の上位規約を遵守して利用するものとします。
2. 基本約款及び本約款と上位規約に矛盾又は抵触する規定がある場合、契約の成立、利用料金、支払期限及びサポートに関する規定を除き、上位規約の規定が優先して適用されるものとします。

#### 第7条（SLAの適用除外）

1. 本サービスには、当社が定めるいかなる品質保証（SLA）も適用されません。
2. 利用者が本サービスとともに利用する当社が提供する他のサービス（以下「対象サービス」といいます）がある場合、本サービスに起因して利用者が対象サービスを利用できなかった場合においても、当社は、当社が対象サービスに関して定める品質保証（SLA）を適用しないものとします。

#### 第8条（サービスの内容の変更及び提供の廃止）

1. 当社は、提供者の解散若しくは提供者によるサービスの内容の変更又は廃止等の事情により、本サービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条（解除）

1. 基本約款における当社による利用契約の解除の規定に加え、当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該利用者に対し通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
  - (1) 利用者又はエンドユーザーが上位規約に違反した又は違反するおそれがあると提供者が判断した行為
  - (2) 利用者又はエンドユーザーが上位規約に違反したと提供者が判断し、当社が提供者から本サービスの利用停止又は利用契約の解除を求められた場合
  - (3) 当社又は提供者による ID 又はアカウント認証の回避、認証情報の偽装、その他の不正な手段により適正な認証を困難又は不可能にしたものと当社又は提供者が判断した場合

#### 第10条（無償サービス）

1. 当社は、マーケットプレイスにおいて、第2章に定めるもののほか、第三者が提供するサービスを利用者に無償で提供する場合があります。利用者は、当該サービスの利用を行う時点における、当該第三者の定める最新の上位規約を遵守するものとし、当社はいかなる保証も行わず、当該サービスの利用に起因又は関連して生じた不具合又は損害について一切の責任を負いません。

### 第2章 個別サービス規定

第1節 Trend Micro Cloud One™関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

#### 第11条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、トレンドマイクロ株式会社及び株式会社ハイパーボックス（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供する、Trend Micro Cloud One™のサービスで動作する各サービスライセンスを提供し、提供されたライセンスに応じてセキュリティ機能を利用できるサービスです。

#### 第12条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、トレンドマイクロ株式会社が定める「トレンドマイクロ製品使用許諾契約」とします。

#### 第13条（本提供者による品質保証）

1. 本個別サービスには、本提供者の品質保証が適用されるものとします。

#### 第14条（サポート）

1. 利用者は、本個別サービスの使用方法、機能、上位規約、Trend Micro Cloud One™管理コンソールのログイン情報及びパスワードに関するサポートについては、本提供者が提供するサポートサービスを利用できるものとします。
2. 前項に定めるサポートその他の技術的サポート（顧客トレーニング、システムインテグレーション・開発支援、移行支援、運用・開発委託代行を含みますが、これらに限りません。）を除く、本個別サービスに関する請求、解約、その他の契約内容に関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。

## 第2節 Juniper vSRX（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

### 第15条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、Juniper Networks, Inc.及び日商エレクトロニクス株式会社（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供する Juniper vSRX を利用できるサービスです。本個別サービスを申し込むためには、当社が指定する対象サービスを必ず申し込む必要があります。

### 第16条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、Juniper Networks, Inc.が定める「End User License Agreement」とします。

### 第17条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

### 第18条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、対象サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本個別サービスの利用契約についても当然に終了するものとします。
2. 利用者は、本個別サービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本個別サービスの料金の全額を支払うものとします。

## 第3節 Fortinet 関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

### 第19条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、Fortinet, Inc.及び図研ネットワークス株式会社（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供するアプライアンス製品及び関連サービスを利用できるサービスです。

## 第20条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、Fortinet,Inc が定める「Fortinet Product License Agreement / EULA and Warranty Terms」とします。

## 第21条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

## 第4節 Sophos 関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

### 第22条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、Sophos Ltd.及び興安計装株式会社（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供する Sophos Ltd.の製品である仮想アプライアンス製品及び Sophos Central 関連製品（ただし、第10節に定める Sophos UTM を除きます。）を利用できるサービスです。

## 第23条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、興安計装株式会社が定める「Owlook®セキュリティマネジメントサービス利用規約（さくらのクラウド仮想型 UTM マネジメント）」とします。

## 第24条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

## 第5節 ちょこっとデータ変換/加工（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

### 第25条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、株式会社ユニリタ（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供するちょこっとデータ変換/加工を利用できるサービスです。本個別サービスを申し込むためには、当社が指定する対象サービス（Microsoft Corporation が提供する Windows Server を含む。）を必ず申し込む必要があります。

## 第26条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「クラウドサービス利用約款」及び Microsoft Corporation が定める「エンドユーザーライセンス条項」とします。

## 第27条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、対象サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本個別サービスの利用契約についても当然に終了するものとします。
2. 利用者は、本個別サービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本個別サービスの料金の全額を支払うものとします。

## 第28条（サポート）

1. 利用者は、本個別サービスの使用方法、機能、上位規約に関するサポートについては、本提供者が提供するサポートサービスを利用できるものとします。
2. 前項に定めるサポートその他の技術的サポート（顧客トレーニング、システムインテグレーション・開発支援、移行支援、運用・開発委託代行を含みますが、これらに限りません。）を除く、本個別サービスの設定方法、請求、解約、その他の契約内容に関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。

## 第6節 Acronis Cyber Protect Cloud（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

### 第29条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、Acronis, Inc 及び株式会社ネットワーク（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供する Acronis Cyber Protect Cloud を利用できるサービスです。

### 第30条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、Acronis, Inc が定める「ACRONIS ソフトウェアライセンス契約書」とします。

### 第31条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

### 第32条（データの管理等）

1. 利用者は、本個別サービス上の提供領域から利用者データを全て削除しなければ、当社に対し本個別サービスの利用契約を解約する旨の通知を行うことができません。
2. 利用者は、本個別サービスに関し、利用者データを自己の費用と責任において管理し、バックアップを行うものとします。当社は、利用者データに対して何ら関与及び関知するものではなく、前項の規定に違反して利用者データを削除することなく利用契約を解約した場合その他の事由の如何にかかわらず、次の各号に該当する事項その他の事項について、基本約款の当社の責任の規定に定める場合を除き、何ら責任を負うものではありません。
  - (1) 利用者データの漏洩、滅失等
  - (2) 利用者データの漏洩、滅失等の予防
  - (3) 利用者データの復旧
3. 利用者は、事由の如何にかかわらず、利用契約が終了する場合、当該利用契約の終了の日までに、本個別サービス上の提供領域から利用者データを削除するものとします。当該利用契約が終了したにもかかわらず、提供領域内の利用者データが削除されていない場合、当社は当該利用者データを削除することができ、当該削除に関し一切の責任を負わないものとします。

第7節 攻撃遮断くん（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

第33条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、株式会社サイバーセキュリティクラウド及び株式会社ネットアシスト（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供する攻撃遮断くんを利用できるサービスです。

第34条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、株式会社サイバーセキュリティクラウドが定める『攻撃遮断くん』契約約款（パートナー経由）」とします。

第35条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、利用者は、本個別サービスの契約開始日以後、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本個別サービスの利用契約を解約することができます。

第36条（サポート）



1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

## 第8節 ASTERIA Warp（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

### 第37条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、アステリア株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供する ASTERIA Warp を利用できるサービスです。

### 第38条（申込み）

1. 本個別サービスは、利用者が日本国内に住所、居所又は営業所を有している場合に限り申し込むことができるものとします。

### 第39条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「ソフトウェア使用許諾契約書」及び「アステリア製品共通利用規約」とします。また、サポートについて、利用者は、本提供者が定める、利用者が第41条のサポートサービスの利用を行っている時点における最新の「アステリア サポート・サービス約款」を遵守するものとします。

### 第40条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、利用者は、本個別サービスの契約開始日以後、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本個別サービスの利用契約を解約することができます。

### 第41条（サポート）

1. 利用者は、本個別サービスの使用方法、機能、上位規約、ログイン情報及びパスワードに関するサポートについては、本提供者が提供するサポートサービスを利用できるものとします。
2. 前項に定めるサポートその他の技術的サポート（顧客トレーニング、システムインテグレーション・開発支援、移行支援、運用・開発委託代行を含みますが、これらに限りません。）を除く、本個別サービスに関する請求、解約、その他の契約内容に関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。

## 第9節 Netwiser 関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

#### 第42条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、セイコーソリューションズ株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供するアプライアンス、その他関連サービスを利用できるサービスです。本個別サービスを申し込むためには、当社が指定する対象サービスを必ず申し込む必要があります。

#### 第43条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「ソフトウェア使用許諾契約書」とします。

#### 第44条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

#### 第45条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、対象サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本個別サービスの利用契約についても当然に終了するものとします。
2. 利用者は、本個別サービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本個別サービスの料金の全額を支払うものとします。

#### 第10節 Sophos UTM（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

##### 第46条（契約）

1. 本個別サービスは、利用者と興安計装株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）の間で、本提供者が定める Sophos UTM に関する利用規約に基づく利用契約を締結のうえ提供されるものであり、当社はその利用契約にかかる本提供者への申込手続の代行、料金回収及びサポート（以下、「当社業務」といいます。）を行うものです。
2. 当社は、第1項に定める当社業務に当社にのみ起因する瑕疵（本提供者への申込手続の当社による代行の遅延は、瑕疵に含まれないものとします。）があった場合を除き、利用者の本個別サービスの利用に関し、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第11節 SSL 証明書管理ソリューション（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

##### 第47条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、セイコーソリューションズ株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供する、SSL 証明書の管理をワンストップで行うサービスである SSL 証明書管理ソリューションを利用できるサービスです。
2. 本個別サービスを利用するためには、別途定めるシステム要件により指定される要件を満たす必要があります。

#### 第48条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「ソフトウェア使用許諾契約書」とします。

#### 第49条（申込み）

1. 本個別サービスは、利用者が日本国内に住所、居所又は営業所を有している場合に限り申し込むことができるものとします。

#### 第50条（ライセンスの管理等）

1. 本個別サービスを利用するために、利用者は、本提供者により提供される本個別サービスのライセンス（以下、本節において「ライセンス」といいます。）のダウンロードをしなければなりません。
2. 当社は、利用者による申込み後、本提供者によってライセンスが発行されたことを利用者に通知します。通知後、利用者は、利用者の責任で、当社の指定する方法でライセンスをダウンロードしなければなりません。
3. ライセンスには、本提供者により定められたライセンスの有効期限が存在します。当該有効期限は、本個別サービスの契約期間とは異なる可能性があります。
4. 当社は、毎年、当社が指定する時期に、利用者に対し、ライセンスの更新を推奨する通知を行います。利用者は、利用者の責任において、当社の指定する方法でライセンスをダウンロードし、更新しなければなりません。

#### 第51条（契約終了時の対応）

1. 理由の如何を問わず、本個別サービスの利用契約が終了した場合、利用者は、提供領域又は利用者の端末にインストールした、本個別サービスを利用するために提供された全てのソフトウェアを、直ちにアンインストール又はディアクティベートしなければならないものとします。

#### 第52条（非保証・免責）

1. 本個別サービスは、SSL 証明書の管理を行うサービスであって、本個別サービスには、SSL 証明書の発行又は更新を含みません。当社は、SSL 証明書に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、SSL 証明書の有効期間の更新について、いかなる保証も行わないものとします。また、当社は、SSL 証明書の有効期限経過により、利用者が SSL 証明書の機能を使用できなくなったことによる損害について、一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、利用者がライセンスを更新せず、ライセンスの有効期限が経過したことにより、本個別サービスを利用できなかったとしても、これにより生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第 1 2 節 WithSecure 関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

第 5 3 条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、ウィズセキュア株式会社及び興安計装株式会社（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供する WithSecure 関連製品を利用できるサービスです。

第 5 4 条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、ウィズセキュア株式会社が定める「ライセンス規約」とします。

第 5 5 条（本提供者による品質保証）

1. 本個別サービスには、本提供者の品質保証が適用されるものとします。

第 5 6 条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

第 5 7 条（情報取得等に関する同意）

1. 利用者は、当社が、サポート及び製品の継続的提供のため、本提供者が有する利用者の本個別サービス利用に関する情報を取得する場合があることに予め同意するものとします。
2. 利用者は、当社が、サポート及び製品の継続的提供のため、本個別サービスを利用する上で、利用者が当社に提供した情報を本提供者に提供する場合があることに予め同意するものとします。

第13節 KUSANAGI 関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

第58条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、プライム・ストラテジー株式会社（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供する、CMS（Contents Management System）上で動作するウェブサイト等の通信及び処理の高速化等のためのサービス群である KUSANAGI を利用できるサービスです。ただし、当社が KUSANAGI に含まれるサービスを無償で提供する場合には、当該サービスは本個別サービスに含まないものとします。
2. 本個別サービスを申し込むためには、当社が指定する対象サービスを必ず申し込む必要があります。

第59条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「KUSANAGI Business Edition, Advanced Edition, Premium Edition End-User License Agreement」とします。

第60条（利用者による準備作業）

1. 上位規約における **conditions of installation** に関する規定にかかわらず、利用者は、本個別サービスを利用するにあたり、サービスサイトにおいて当社が指定する作業を履行しなければなりません。

第61条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、対象サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本個別サービスの利用契約についても当然に終了するものとします。
2. 利用者は、本個別サービスの利用契約の終了時期にかかわらず、当該利用契約の終了日が属する月の本個別サービスの料金の全額を支払うものとします。

第62条（サポート）

1. 本個別サービスにおける請求、解約その他の契約内容及び対象サービス上での本個別サービスの提供方法に起因又は関連する事項に関するサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。
2. 前項に定める事項以外の事項に関する問い合わせは、本提供者が運営する、KUSANAGI の利用者が投稿及び回答を行うウェブサイト（以下、「フォーラム」といいます。）によるものとします。フォーラムにおいては、当社は回答を行わないこと及び

本提供者は全ての問い合わせに回答することを保証するものではないことを、利用者は予め了承するものとします。

#### 第63条（免責）

1. 当社は、当社が定める本個別サービスの稼働環境（原則として、日本語 OS における日本語ブラウザとしますが、詳細はサービスサイトに定めるものとします。）以外で本個別サービスを利用したことにより本個別サービスが正常に稼働しないことについて一切の責任を負いません。

#### 第14節 さくらのクラウド版 vRX（以下、本節において「本個別サービス」といいます。）

#### 第64条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、ヤマハ株式会社及び SCSK 株式会社（以下、本節において合わせて「本提供者」といいます。）が提供するヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版を、次の各号に定めるとおり利用できるサービスです。

##### （1）無償版

当社がサービスサイトにて別途指定する制限付きで、ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版を利用できます。

##### （2）有償ライセンス

利用者が選択したライセンスの内容に応じて、当社がサービスサイトにて別途指定する条件で、ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版を利用できます。

2. 本個別サービスを申し込むためには、当社が指定する対象サービスを必ず申し込む必要があります。
3. 基本約款及び第1章の利用料金の規定にかかわらず、本個別サービスの無償版の利用料金は無償とします。また、無償版には、第1章における無償サービスの規定が適用されるものとします。

#### 第65条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、ヤマハ株式会社が定める「ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版 利用規約」とします。
2. 有償ライセンスに関しては、前項に定める上位規約に加え、ヤマハ株式会社が定める「ヤマハ仮想ルーター vRX パブリッククラウド版有償機能利用規約」も上位規約とします。

#### 第66条（ライセンスの管理等）

1. 有償ライセンスを利用するために、利用者は、本提供者により発行され、当社が提供するライセンス（以下、本節において「ライセンス」といいます。）を、利用者の責任で、当社の指定する方法により有効化しなければなりません。当社は、利用者がライセンスを有効化しなかったことにより、有償ライセンスを利用できなかったとしても、これにより生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
2. ライセンスには、本提供者により定められたライセンスの有効期限が存在します。当該有効期限は、本個別サービスの契約期間とは異なる場合があります。
3. 当社は、ライセンスの有効期限の到来前に、利用者に対し、本提供者によって発行された更新のための新たなライセンスを提供します。利用者は、利用者の責任において、当社の指定する方法でライセンスを更新しなければなりません。利用者がライセンスを更新せず、更新前のライセンスの有効期限が経過した場合、有償ライセンスは自動的に無償版に切り替わります。当社は、利用者がライセンスを更新しなかったことにより、有償ライセンスを利用できなかったとしても、これにより生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第67条（サポート）

1. 本個別サービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社とします。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡のうえ、当社及び本提供者が共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。

#### 第68条（解約）

1. 第1章における解約の規定にかかわらず、対象サービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本個別サービスの利用契約についても当然に終了するものとします。

#### 第15節 Zabbix 関連製品（以下、本節において、当該関連製品に含まれる各サービスを総称して「本個別サービス」といいます。）

#### 第69条（本個別サービスの内容）

1. 本個別サービスは、**Zabbix Japan LLC**（以下、本節において「本提供者」といいます。）が提供する、サーバ等の監視等を行うソフトウェアである **Zabbix Enterprise Appliance** 及びそれに関するサービス（以下、本節において「本関連サービス」といいます。）を組み合わせるサービスです。
2. 本関連サービスの詳細は本個別サービスに関するサービスサイトにおいて定めるものとします。

#### 第70条（上位規約）

1. 本個別サービスに関する上位規約は、本提供者が定める「Zabbix Enterprise エンドユーザーライセンス契約」とします。

#### 第71条 (サポート)

1. 利用者は、本個別サービスに関するサポートについては、本提供者に問い合わせを行うものとします。なお、サポートの詳細は本個別サービスに関するサービスサイトにおいて定めるものとします。
2. 本個別サービスに関する請求、解約その他の利用契約の内容に関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。

#### 附則

##### 第1条 (適用開始)

1. この約款は、2024年10月24日から適用されたマーケットプレイス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年11月1日より適用されます。